

## 石綿（アスベスト）調査要領

### （趣旨）

本要領は、市有建築物の解体工事または改修工事を行う際、石綿調査の実施に関して必要な事項を定めるものとする

### （用語の定義）

#### （1）石綿調査

建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを調査すること  
調査時期によって予備調査と事前調査に分けられる

#### （2）予備調査（設計時）

建築物等の解体等工事の発注前に、当該建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを施設所管部局または設計工事担当課が調査すること

#### （3）事前調査（工事前）

建築物等の解体等工事を行う前に、当該建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを請負業者が調査すること

※大気汚染防止法及び石綿障害予防規則により、建築物等の解体工事や改修工事を実施するにあたり、請負業者が、工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを調査することが義務付けられている

※令和5年10月から、建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務となる

#### （4）建築物石綿含有建材調査者

建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第一号）第2条第3項に規定する「特定建築物石綿含有建材調査者」または、同条第2項に規定する「一般建築物石綿含有建材調査者」のうち一定の石綿調査の経験を有する者

#### （5）試料採取

分析調査を行う建材を採取すること

#### （6）分析調査

当該建築物等について石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合、JISの規格により分析をすること

(対象工事)

新築工事を除くすべての工事

※平成 18 年 9 月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く

(予備調査の流れ)

(1)予備調査は、次の資料のうち事前調査に関する内容に準じて調査を行うこと。

①建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

②建築物石綿含有建材調査者講習テキスト

(2)次に掲げる工事は原則、建築物石綿含有建材調査者による予備調査を行うこと

①解体工事

②外壁改修工事において、既存塗膜の撤去を行う改修工事

③②以外の改修工事で撤去部分の見付面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの

④石綿含有建材の種類が多岐に亘る建築物の改修工事

⑤改修を繰り返しており石綿含有材料の特定が難しい建築物の改修工事

(事前調査の流れ)

※石綿障害予防規則第 3 条の規定により、建築物の解体または改修の作業を行うときは、建築物石綿含有建材調査者による事前調査が必要

(1)事前調査は、次の資料を参考に行うこと。

①建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

②建築物石綿含有建材調査者講習テキスト

(2)既に有資格者による予備調査において分析調査を行った箇所を、事前調査者が分析調査する場合は、分析調査結果を含めた予備調査結果を示して事前調査で重複して分析調査を行う必要性を確認しなければならない。

(有資格者による試料採取及び分析調査)

試料採取及び分析は次のいずれかの資格を有する者が行うこと

(1)試料採取

建築物石綿含有建材調査者が分析調査のための試料採取箇所の選定を行い、試料採取は、当該調査者もしくは、石綿作業主任者、石綿取扱作業従事者が行うこと

## (2)分析調査者

分析調査は、次の資格を有する者が行うこと

- ① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される『評価区分1』または『評価区分5-Aランク』認定分析技術者
- ② 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ③ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ④ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- ⑤ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の【A】定性分析法1による合格者

## (分析調査の方法)

分析方法は原則 JIS A 1481-1 による定性分析とする。

## (その他)

この要領に定めるもののほか、必要な事項は各所属で定めること

## 附則

この要領は、令和7年1月6日から適用する